

こすもす

232号 令和3年2・3月号



SASAKI SOKEN GROUP

代表 佐々木 大

会長 佐々木 直隆

株式会社 佐々木 総研
西日本 税理士 法人
西日本 社会保険 労務士 法人
株式会社 M&C パートナーコンサルティング
株式会社 タクト

〒805-0021

北九州市八幡東区石坪町 10-13

TEL: 093-651-5533

FAX: 093-652-2550

URL: <http://www.sasakigp.co.jp>



所得補償保険と休業損害保険

名前だけ見ると違いの分かりにくい2つの保険ですが、その差をご存知でしょうか？

どちらも何かの損害が起きたときに助けてくれる保険ですが、対象となる損害が違ってきます。

所得補償:被保険者(個人)が病気やけがで働けなくなった時のための保険です。被保険者(個人)が病気やけがによって就業不能となった場合に、被保険者が喪失する所得に対して保険金を受け取れる仕組みで、職業に従事している方が対象になります。例えばスキーで骨折し1か月仕事を休むことになった等。

休業損害:思わぬ事故により休業した場合の損失等に対する保険です。思わぬ事故とは、火災や落雷、台風による風災や水災、食中毒や特定感染症などを指します。いわゆる、火災保険の対象となる事故に食中毒や特定感染症を付け加えたものです。例えば、大雨による浸水でお店をしばらく休業することになった等。こういった事故により、休業を余儀なくされた場合、その損失等に対して保険金が支払われる仕組みになっています。令和3年1月1日より、新型コロナウイルスも特定感染症に含まれることになりました。コロナ禍において、非常に注目されているこれらの保険ですが、目的を間違っ加入されているケースもよく見られます。必要な補償は何なのか、しっかりと分析したうえでご加入のご検討をお勧めいたします。

(ライフプラン・リスクマネジメント課 マネジャー 弓削 貴裕)



納税地の異動届出書に振替納税に関する事項が追加、 振替納税の再申請が不要・e-Taxでの申請等が可能に

「**所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する届出書**」に**振替納税に関する事項が追加されました**。これは令和3年1月から、振替納税を行っている個人が、引っ越しなどで管轄の税務署が変わった場合、納税地の異動届出書等に振替納税を継続する旨を記載し、提出することで、振替納税の再申請を不要とした令和2年度税制改正によるものです。

同届出書では、振替納税を引き続き希望するかどうかを選択する欄が設けられており、「はい」を選択して同届出書を提出すれば、改めて振替納税の手続をする必要はありません。

個人の方の振替納税の振替依頼書およびダイレクト納付の利用届出書は、現行では書面での提出に限定されていました。

しかし**令和3年1月から、振替依頼書及びダイレクト納付利用届出書をe-Taxで提出可能となっています**。パソコンやスマートフォンからe-Tax(Web版・SP版)にログインし、入力画面に沿って必要事項を入力することにより、振替依頼書等の記入や金融機関届出印の押印なしに、オンラインで振替依頼書等を提出できるようになります。振替納税をされていない方は一度検討されてみてはいかがでしょうか。今年も適用期限の延長が主になっていますが、特徴的といえるのが新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応税制です。今後の動向に注目していきましょう。

< 参照 >

- ・税のしるべ 令和3年1月25日号「納税地の異動届出書に振替納税に関する事項が追加、振替納税の再申請が不要に」
- ・国税庁 「振替依頼書及びダイレクト納付利用届出書(個人)のオンライン提出について」
- ・財務省HP 個人版事業承継税制により相続税・贈与税の猶予を受けている医療機関が、医療法人を設立する場合に継続して納税猶予が受けられるよう、相続税・贈与税の負担を軽減する措置を講ずる。

(税務会計4課 谷 明日香)

働き方を考えてみました

出口治明著『自分の頭で考える日本の論点』(幻冬舎新書刊)の中に、「日本人は働き方を変えるべきか」との章があります。ここでは、なぜ長期間にわたり日本の労働生産性が主要国と比べて低いのか、日本がモデルにすべき国や社会はどこか、日本人はいかに働き方を変えるべきか、という点について論じられており大変示唆に富む内容が盛り込まれています。

一端をご紹介しますと、「日本はいまだに戦後の製造業の工場モデルを引きずっており、世界の産業構造の変化に遅れを取っている」と指摘しております。これまで長く世界を牽引した製造業に必要なのは、土地・資本・均質な労働力でした。

一方、GAFA(Google、Amazon、Facebook、Apple)に代表される世界の新興産業を生み出す原動力は「ダイバーシティ(人種・宗教・年齢・性別・障がいの有無などの多様性の尊重)」と「高学歴」の2つのキーワードにまとめられるとのこと。「ダイバーシティ」とは、新しいアイデアを生み出す土壌であり、新しいアイデア=イノベーションは「既存知」の新しい組み合わせで、この既存知間の距離が遠いほどユニークなアイデアが生まれるということです。さらに、「高学歴」とは、何も大学院に行くことだけを意味するのではなく、就職してからもずっと学び続けることができる社会であることを指しているということです。翻って現在の日本を見ると、「ダイバーシティが進んでなく(特に女性の社会進出)、長時間労働からの脱却が遅れ構造的に勉強をしない社会に陥っていると問題提起しております。

さて、新しいアイデアを生み出すためには脳を活性化する必要もあるそうです。脳は、疲れやすい臓器であるため適度に休ませるとともに、刺激を与えるためのインプットが必要であると指摘しております。ここでは、必要なインプットとして、「人・本・旅」を挙げております。具体的には、たくさんの人に会う、たくさんの本を読む、旅は文字通りの旅行だけではなく、遠近を問わず人気を集めている店など、面白そうなところに足を運んでみるのが旅の本質と位置付けております。つまり、著者の言う働き方改革とは、長時間労働を前提とした「メシ・フロ・ネル」の生活から「人・本・旅」の生活に切り替えるということです。私も仕事が終わった後や休日に、学びや読書の機会を少しだけ設ける努力をし、趣味の登山で未知の世界の開拓や新たな出会いを求めたいと考えていたところ、そのような時間を大切にすることが新しい仕事の創出に結び付くということを知ることができ、目の覚めるような思いをした次第です。

(総務課 マネジャー 檜橋 信一)

医療費控除について、令和2年分より明細書の添付が必須となります

令和2年分の所得税から医療費控除の適用を受けるためには、「医療費控除の明細」の添付が必須となります。平成29年税制改正により、「医療費控除の明細」の添付が必要になりましたが、平成29年分から令和元年分までの各年分の確定申告については、明細書の添付に代えて従来通りの領収書の添付又は提示によることもできるとされてきました。経過措置が終了したことにより、「医療費控除の明細書」の添付がなければ、医療費控除の適用を受けることができなくなりました。

なお、医療費控除とは選択適用となるセルフメディケーション税制についても、医療費控除と同様に明細書の添付が必須となります。令和2年分の所得税から医療費控除の明細書の添付が必要となり、領収書等の添付が不要となりましたが、確定申告期限の翌日から起算して5年を経過する日までの間は医療費の領収書を自宅で保存する義務がありますのでお気をつけてください。

『医療費控除の計算式』

その年中に 支払った医療	—	保険金などで 補填される金額	—	10万円又は所得金額の5% (どちらか少ない金額)	=	医療費控除額 (最高200万)
-----------------	---	-------------------	---	------------------------------	---	--------------------

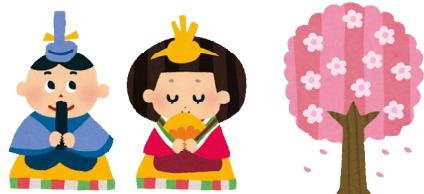
(税務会計2課 シニアコンサルタント 江良 孝子)

2021年2月

2月1日	月	社内会議 電話が繋がりにくい場合があります。
2月2日	火	
2月3日	水	
2月4日	木	
2月5日	金	
2月6日	土	
2月7日	日	
2月8日	月	
2月9日	火	
2月10日	水	源泉所得税の納付
2月11日	木	建国記念の日
2月12日	金	
2月13日	土	
2月14日	日	
2月15日	月	
2月16日	火	所得税の確定申告（～3月15日）
2月17日	水	
2月18日	木	
2月19日	金	
2月20日	土	
2月21日	日	
2月22日	月	
2月23日	火	天皇誕生日、税理士記念日
2月24日	水	
2月25日	木	
2月26日	金	
2月27日	土	
2月28日	日	健保・厚生年金保険料の納付は3/1

2021年3月

3月1日	月	社内会議 電話が繋がりにくい場合があります。
3月2日	火	
3月3日	水	
3月4日	木	
3月5日	金	
3月6日	土	
3月7日	日	
3月8日	月	
3月9日	火	
3月10日	水	源泉所得税の納付
3月11日	木	
3月12日	金	
3月13日	土	
3月14日	日	
3月15日	月	所得税の確定申告期限
3月16日	火	
3月17日	水	
3月18日	木	
3月19日	金	
3月20日	土	春分の日
3月21日	日	
3月22日	月	
3月23日	火	
3月24日	水	
3月25日	木	
3月26日	金	
3月27日	土	
3月28日	日	
3月29日	月	
3月30日	火	
3月31日	水	健保・厚生年金保険料の納付日



【北九州オフィス】
〒805-0021北九州市八幡東区石坪町10-13
TEL 093-651-5533 FAX 093-652-2550
【福岡オフィス】
〒812-0011福岡市博多区博多駅前1-5-1-7階
TEL 092-472-1155 FAX 092-472-1177